

和歌山地方最低賃金審議会（第5回）資料目次

- 1 第56期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 和歌山県の最低賃金額の推移
- 3 最低賃金の改正決定の状況
- 4 令和6年度 地域別最低賃金 答申状況
- 5 令和6年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過
- 6 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 7 鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書
- 8 和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明書
- 9 和歌山県特定（業種）最低賃金の新設に関する意向表明書（（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金）
- 10 和歌山県特定（業種）最低賃金の新設に関する意向表明書（（仮称）和歌山県総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金）
- 11 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第56期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年11月12日現在

区分	氏名	所属又は職業
公益代表	足立聖子	弁護士
	岡田真理子	和歌山大学経済学部
	廣谷行敏	弁護士
	本庄麻美子	和歌山大学経済学部
	和中修二	公認会計士
労働者代表	北道剛士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝池雅生	UAゼンセン和歌山県支部
	中出晃市	日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部
	濱地正由	日本労働組合総連合会 和歌山県連合会
	山本直子	和歌山染工労働組合
使用者代表	児玉征也	和歌山県経営者協会
	田中一壽	和歌山商工会議所
	中島寛和	和歌山県中小企業団体中央会
	畑下裕子	コアラ保険パートナーズ株式会社
	船富由紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30

最低賃金の改正決定の状況

和歌山労働局

年度	令和元年				令和2年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	830	27	3.36	1.10.1	831	1	0.12	2.10.1
鉄鋼業	948 (1.14)	27	2.93	1.12.30	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30
百貨店, 総合スーパー	850 (1.02)	20	2.41	1.12.30	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11

年度	令和3年				令和4年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	859	28	3.37	3.10.1	889	30	3.49	4.10.1
鉄鋼業	977 (1.14)	28	2.95	3.12.30	1,008 (1.13)	31	3.17	4.12.30
百貨店, 総合スーパー	869 (1.01)	18	2.12	3.12.30	-	-	-	-

年度	令和5年				令和6年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	929	40	4.50	5.10.1	980	51	5.49	6.10.1
鉄鋼業	1,050 (1.13)	42	4.17	5.12.30	1,103 (1.13)	53	5.05	6.12.30
百貨店, 総合スーパー	-	-	-	-	-	-	-	-

特定最賃の()内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	50	1010 (960)	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005 (953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004 (954)	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078 (1028)	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076 (1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163 (1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001 (950)	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034 (984)	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023 (973)	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017 (967)	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058 (1008)	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052 (1001)	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020 (970)	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055 (1004)	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和6年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過

	回数	開催日	審議事項・決定事項等
公益 代表 委員 会議	第1回	7月9日(火)	○審議会運営
最低賃金 審議会 (本審)	第1回	7月9日(火)	○議事録確認委員の選出 ○和歌山県最低賃金の改正決定の諮問 ○和歌山県最低賃金専門部会の設置 ○審議会令第6条第5項の適用
	第2回	7月26日(金)	○関係労使からの意見陳述 ○地域別最低賃金改正決定の日安の伝達 ◇特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問 ㊦ ◇特別小委員会の設置及び委員の指名
	第3回	8月5日(月)	○採決(賛成多数) ○和歌山県最低賃金改正決定の答申 ○和歌山県最低賃金専門部会の廃止 ◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の諮問 ㊧ 百・総・ド・食
	第4回	8月21日(水)	○審議会意見に対する異議申出の諮問、答申(8/5答申どおり) ◇特別小委員会報告の審議 ㊦ ㊧ 百・総・ド・食 ◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の答申 ㊦ ㊧ 百・総・ド・食 ◇特定最低賃金の改正決定の諮問 ㊦ ◇特定最低賃金専門部会の設置 ㊦
県最低賃 専門部会	第1回	7月26日(金)	○部会長、部会長代理の選出 ○議事録確認委員の選出 ○生活保護との整合性の説明 ○金額審議に向けての意見交換
	第2回	7月29日(月)	○金額審議
	第3回	7月30日(火)	○金額審議
	第4回	8月1日(木)	○金額審議
	第5回	8月2日(金)	○金額審議
	第6回	8月5日(月)	○金額審議 ○採決(賛成多数) ○専門部会報告書作成
特定最低賃 専門部会 ㊦	第1回	10月10日(木)	◇部会長、部会長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇金額審議に向けての意見交換
	第2回	10月15日(火)	◇金額審議
	第3回	10月21日(月)	◇金額審議
	第4回	10月28日(月)	◇金額審議 ◇採決(全会一致) ◇専門部会報告書、審議会答申文作成
特別小 委員会	第1回	7月29日(月)	◇委員長、委員長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊦ ◇小委員会報告書(必要性あり)作成 ㊦
	第2回	8月6日(火)	◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊧ ◇特定最低賃金決定(新設)必要性の審議 百・総・ド・食 ◇小委員会報告書(必要性なし)作成 ㊧ 百・総・ド・食

(㊦)…鉄鋼業、㊧)…百貨店、総合スーパー、百・総・ド・食…(仮称)百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食品スーパーマーケット)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)



和歌山労働局長 殿

2 0 2 5 年 2 月 3 日

和歌山 50番地
基幹 県本
委員 秀

鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正に関する申し出を、2025年7月末には完了していく予定である。

したがって、あらかじめ下記の通り、現行の鉄鋼業最低賃金改正の申し出を行う意向であることを表明する。

記

1. 改正の申し出を予定する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者

2. 改正の申し出を予定している最低賃金の件名

和歌山県鉄鋼業最低賃金

3. 改正の申し出を予定している理由

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正を求めるものである。

4. 改正の申し出を予定している代表者

基幹労連和歌山県本部

委員長 中濱 秀之（日本製鉄和歌山労働組合 組合長）

以 上



2025年3月3日

和歌山労働局 局長 殿

和歌山市畑屋敷中ノ丁5番地
和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名
和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金
2. 申し出理由
和歌山県内の百貨店、総合スーパーにおける賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
3. 申出時期
2025年7月頃
4. 改正の申し出を予定している代表者
和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征
5. 和歌山県小売最賃会議構成組織について
 - (1) イオンリテールワーカーズユニオン
住 所：千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー11F
電 話：043-212-6207
[Redacted]
(イオンリテールワーカーズユニオン近畿グループ)
住 所：大阪府大阪市福島区海老江1-1-23 電話 06-6457-6129
[Redacted]

(2) オークワ労働組合

住 所：和歌山県和歌山市中島 185-3

電 話：073-433-9887
[REDACTED]

(3) 近鉄商業労連近鉄百貨店労働組合

住 所：大阪府阿倍野区阿倍野筋 2-2-1 近鉄南駐車場ビル 1F

電 話：06-6624-0463
[REDACTED]

以 上



2025年3月3日

和歌山労働局 局長 殿

和歌山市畑屋敷中ノ丁5番地
和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征

和歌山県特定（業種）最低賃金の新設に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設について、下記のとおり申し出であることを表明します。

記

1. 申し出特定（業種）最低賃金の件名

和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金

2. 申し出理由

和歌山県内の当該産業において同業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出時期

2025年7月頃

4. 申し出を予定している代表者

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征

5. 和歌山県小売最賃会議構成組織について

(1) イオンリテールワーカーズユニオン

住 所：千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー11F
電 話：043-212-6207

(イオンリテールワーカーズユニオン近畿グループ)

住 所：大阪府大阪市福島区海老江1-1-23 電話 06-6457-6129

(2) イズミヤ・阪急オアシス労働組合

住 所：大阪府大阪市淀川区野中南2-8-10 H2O十三ビル本館6階
電 話：050-7100-9860

(3) オークワ労働組合

住 所：和歌山県和歌山市中島 185-3

電 話：073-433-9887



(4) 近鉄商業労連近鉄百貨店労働組合

住 所：大阪府阿倍野区阿倍野筋 2-2-1 近鉄南駐車場ビル 1F

電 話：06-6624-0463



(5) ダイエーユニオン

住 所：東京都江東区東陽 2-2-20 東陽駅前ビル 4F

電 話：03-6388-7363



(6) 大黒天物産ユニオン

住 所：岡山県倉敷市西中新田 619-6 倉敷倶楽部 102

電 話：086-476-1200



(7) 松源労働組合

住 所：和歌山県和歌山市田屋 138

電 話：073-461-0100



(8) わかやま市民生協労働組合

住 所：和歌山県和歌山市西浜 1660-681

電 話：073-444-5018



以 上



2025年3月3日

和歌山労働局 局長 殿

和歌山市畑屋敷中ノ丁5番地
和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征

和歌山県特定（業種）最低賃金の新設に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金の新設について、下記のとおり申し出であることを表明します。

記

1. 申し出特定（業種）最低賃金の件名

和歌山県総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金

2. 申し出理由

和歌山県内の当該産業において同業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出時期

2025年7月頃

4. 申し出を予定している代表者

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

5. 和歌山県小売最賃会議構成組織について

(1) イオンリテールワーカーズユニオン

住 所：千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー11F
電 話：043-212-6207

(イオンリテールワーカーズユニオン近畿グループ)

住 所：大阪府大阪市福島区海老江1-1-23 電話 06-6457-6129

(2) イズミヤ・阪急オアシス労働組合

住 所：大阪府大阪市淀川区野中南2-8-10 H2O十三ビル本館6階
電 話：050-7100-9860

和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

(組 織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

- 2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として非公開とする。
- 3 議事要旨は、原則として公開とする。

(報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

一部改正 令和3年8月2日